

発表者名：戸上 真吾

所 属：株式会社ミキツアーリスト 営業本部 ジェネラルマネージャー

抄録タイトル：2009 新型インフルエンザにおけるヨーロッパ各国の現状と対応

【序文】

2009 年の 4 月にメキシコにおける新型(豚)インフルエンザの発症・流行が認知された後、4 月後半のアメリカ合衆国により「公衆衛生上の緊急事態宣言」がなされ、日本でも急速に新型インフルエンザへの懸念が広まりました。ここへ来て、日本でも第2派の襲来に備え、厚生労働省による国民への予防接種体制が取られるなど、再び動きが活発化してきています。株式会社ミキ・ツアーリストでは、EU を中心としたヨーロッパ諸国をご旅行されるお客様のお世話を 40 年以上にわたって行っていますが、今年4-6月に起こった世界的な流行について、ヨーロッパ主要国における新型インフルエンザへの対応はどのようなものであったのか報告をしたい。

【内容】

弊社の各事務所を通じて回答を入手できた17カ国のうち、新型インフルエンザ相談窓口のホットライン並びに専用回線を設けた国は16カ国でした。

各国とも、旅行者への対応は、「まず宿泊ホテルのホテルドクターに相談し、しかるべく指示を受ける。」で共通でありました。そのうち 6 カ国について、国民への対応を紹介します。

<<イギリス>>

自宅に留まり、NATIONAL PANDEMIC FLU SERVICE のホームページ、もしくは専用回線(0800-1-513-100)で症状を確認する。新型インフルエンザであると判定された場合には、許可番号(AUTHORIZATION NUMBER)が与えられる。新型インフルエンザに罹っていない患者の友人や家族が、家族の代わりにこの番号を用い、地域の回収場所(薬局など)で抗インフルエンザ薬を入手する。タミフル・リレンザ処方後、重篤でない場合は入院などの拘束は無し。

<<フランス>>

季節性インフルエンザと同様の対応。新型インフルエンザの患者については、自宅での療養を基本とし、症状が重篤な場合のみ病院に入院することとされています。

現時点においては、患者用のサージカルマスクについては医師の処方により患者に対して薬局において無償で配布されますが、フランス国内の患者の多くが軽症であり、抗インフルエンザ薬の濫用による薬剤耐性菌(抗インフルエンザ薬の効かないウイルス)の発生を防止する観点から、患者に対する抗インフルエンザ薬の投与の有無は、患者の症状に応じて医師が判断することとされています。

<<ドイツ>>

季節性インフルエンザと対応は基本的に同じだが、具体的には各連邦州政府に任せられているので各連邦州政府が状況を捉えつつ対応する事になっている。インフルエンザが疑われる場合は、

最寄の医療機関に行って診断してもらい、医師の判断をすぐに仰ぐよう推奨している。タミフル・リレンザを処方。重篤ではない場合、入院等の拘束は無し。

<<スペイン>>

季節性インフルエンザと同様の対応方法。新型インフルエンザと疑わしい症状が現れた場合、各自治州が運営している公共医療機関に問い合わせる。

- ①最寄の外来診療センター(Centro de Salud)へ行く。
- ②急患受け入れを行っている総合病院(Urgencia de Hospital)へ行く。
- ③重篤で急を要する場合であれば救急車(Ambulancia)の手配が必要となる。

タミフル・リレンザを処方

重篤ではない場合、入院等の拘束は無し

<<イタリア>>

季節性インフルエンザと同様の対応方法。外国から戻った後や何らかの理由で、高熱など新型インフルエンザの疑いをもった場合、本人の判断で医者・病院に出向き、医師からの指示をうける事とする。病院での検査は、日本と同様に綿棒で鼻の奥の粘膜を採取して反応をみる方法と、血液採取の2通りがある。タミフル・リレンザを処方重篤ではない場合、入院等の拘束は無し。

<<スウェーデン>>

季節性インフルエンザと同様の対応方法。感染したと疑われる際には、電話相談窓口又はメディカルサービスセンターに電話をし、指示を仰ぐ。症状が軽症で、慢性疾患等のない患者は、医師の診察、および、抗インフルエンザ薬等の投薬の必要はなく、

自宅にて、症状が治まるまで待機。但し、循環器、呼吸器、腎臓、糖尿病等の慢性疾患患者、妊婦、また、呼吸困難、胸部痛、嘔吐等の症状がある場合は、電話相談窓口より、適切な対応先を案内する。

患者への感染を避ける為、電話なしの通院は基本的には禁止。

上述のように、EU各国においても、当初は報告のあった症例において情報が不十分だった事もあり、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と捉え、対応の強化を図りました。しかしながら、新型インフルエンザにおいては季節性インフルエンザと類似した点が多く、同様の対応で、かつ治療薬（タミフル・リレンザ）が有効であることが判明するにつれ、国民の間では急速に危機感が緩和された感があります。

アメリカ合衆国が「公衆衛生上の緊急事態」を宣言し、又カナダでも感染が確認された今年4月26日から、先月10月16日までの6ヶ月弱の期間で、弊社で取り扱った日本人旅客で組成される団体ツアーの合計本数は、合計約1万1千本であり、取り扱い旅客数は約13万人でした。また、インフルエンザを直接的な理由として旅行の実施を取りやめた団体は約260団体、約4,100名に上った。しかしながら、このうち実際に現地をご旅行されたお客様の中で現地滞在中に、「新型インフルエンザの疑いあり」との理由で現地の病院で診療を受けたお客様はわずか11名のみでした。また11人のうち、新型インフルエンザとの確定発症は1人のみでした。

今年、私は、仕事の関係で、5月、6月、8月の3回、ドイツ・スイス・イタリア・英国へ出張しましたが、現地ではマスクを着用している通行人はほとんど見られず、ヨーロッパではマスクの着用は効果が薄いと

考えられている印象を受けました。それに反し、日本人の旅行者はマスク着用率が高く、現地では少し目立っている印象を受けました。日本の旅行業界では、お客様へ対する注意喚起として、マスク着用の呼びかけが大手旅行社を中心に行われましたが、実際現地で日本人旅客の動向を見ていると、終始マスクを着用されている方というのは多くはありませんでした。ヨーロッパでは、マスクの着用は罹患者が行い感染の拡大を防ぐ、という処方としての前提意識があるため、自らの予防のためにマスクを着用するという考えは受け入れられにくい現状もあり、実際には現地における日本人旅客のマスク着用率の低さが、かえって混乱をさける結果となったのではないかと考えています。

【結論】

私どものような特定海外地域の専門手配業者と致しましては、日々の日常的な情報管理はもとより、当該地域における感染症等のリスク管理につきましても、今後よりいっそう重要になってくると考えます。そのためにも、日ごろより現地公的機関や医療機関・日本でも旅行医学学界等との連携を密にし、弊社社員に対しても「旅行医学」知識習得増進のためにも、日本旅行医学学会の大会や講演会への積極的な参加を呼びかけていきたいと考えております。